

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一		17 久保 拓也	
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀		主幹 宮本 則幸	

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和4年第2回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、23名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、19番 松橋委員、20番 千葉委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和4年1月27日に開催されました、令和4年第1回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>2月4日(金)湧別町農協芭露支所におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに栗田委員・羽田委員が出席しております。</p> <p>2月15日(火)湧別町農協本所におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに佐藤代行・中原委員・松橋委員が出席しております。</p> <p>本日令和4年第2回湧別町農業委員会を開催しております。</p> <p>以上活動状況の報告といたします。</p>
議 長	<p>日程第4、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。報告第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取下げについて。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について農業</p>

<p>事務局</p>	<p>委員会の議決をしましたが、貸主の都合により取下げが行われ、無効となったことを報告します。</p> <p>無効となった賃貸借の農用地利用集積計画の内容を説明しますので、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計6筆で合計面積は14,015㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は105,000円でございます。</p> <p>(別冊資料16-1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>これで質疑を終わります。これで報告第1号を終わります。</p> <p>日程第5、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の4ページをご覧下さい。議案第1号、農地所有適格法人の要件認定について。別紙の者について、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人要件並びに農地法関係事務にかかる処理基準における農地所有適格法人の判断基準にある、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」「農業従事要件」を満たしていると認定するものです。</p> <p>議案書の5ページをご覧下さい。新会社であります「株式会社 ●●●●」の概要について若干ご説明をいたします。会社設立は、令和3年7月19日。所在地は志撫子●●番地●で、役員には代表取締役として、志撫子の●●●●さんが就任しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の13ページをご覧下さい。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において5件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書14ページをご覧下さい。番号1番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は47,744㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年1月27日から令和8年1月26日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年2月15日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は14,850㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年2月28日から令和11年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年2月15日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公</p>

<p>事務局</p>	<p>簿、現況共に畑、合計面積は4,947㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年3月28日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年2月3日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号4番、利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村二区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は4,832㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和3年1月27日から令和12年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年2月3日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料15ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号5番、利用権の設定をした者、上富美、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は上富美●●番●の内外計13筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は160,562㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年9月25日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年2月3日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料17ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p>

議 長

日程第7、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書15ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が9件、賃借権が14件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書16ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計3筆で合計面積は47,744㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年5月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,684,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、南幌町、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は19,834㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年3月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,380,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、信部内、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計9筆で合計面積は228,617㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、24,166,

事務局

000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●●番●外計23筆で合計面積は149,513㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,474,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして議案書の17ページをご覧ください。番号5番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●●番●外計5筆で合計面積は64,130㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,459,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●●番●外計13筆で合計面積は86,708㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,836,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●●番●外計41筆で合計面積は169,891㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価

事務局

の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,748,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして議案書の18ページをご覧ください。番号8番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計28筆で合計面積は141,631㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,677,000円でございます。

(別冊資料8・9ページにより位置説明)

続きまして議案書の19ページをご覧ください。番号9番、所有権の移転をする者は、志撫子、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計14筆で合計面積は61,240㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年2月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,983,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして議案書の20ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内で面積は14,850㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は89,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計5筆で合計面積は55,355㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用

事務局

権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は332,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は4,947㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は19,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内で面積は21,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は78,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は4,832㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は19,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計6筆で合計面積は25,424㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃

事務局

貸価格は165,000円でございます。
(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計6筆で合計面積は14,015㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は105,000円でございます。
(別冊資料16-1ページにより位置説明)

続きまして議案書の21ページをご覧ください。番号8番、利用権の設定をする者は、上富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●の内外計13筆で合計面積は160,562㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は561,000円でございます。
(別冊資料17ページにより位置説明)

この先は継続更新に係る案件の説明となります。番号9番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内外計2筆で合計面積は4,600㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は34,000円でございます。
(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号10番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計4筆で合計面積は13,695㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年2月25日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は102,000円でございます。

事務局

(別冊資料 19 ページにより位置説明)

続きまして番号 11 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●●で面積は 3,591㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 2 月 25 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 5 年間となっております、賃貸価格は 25,000 円でございます。

(別冊資料 20 ページにより位置説明)

続きまして番号 12 番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんさんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●●外計 5 筆で合計面積は 16,926㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 2 月 25 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間となっております、賃貸価格は 76,000 円でございます。

(別冊資料 21 ページにより位置説明)

続きまして番号 13 番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●●外計 2 筆で合計面積は 25,517㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 2 月 25 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間となっております、賃貸価格は 128,000 円でございます。

(別冊資料 22 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 22 ページをご覧ください。番号 14 番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●●外計 9 筆で合計面積は 36,640㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 2 月 25 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間となっております、賃貸価格は 173,000 円でございます。

(別冊資料 23 ページにより位置説明)

事務局	以上で説明を終わります。
議長	議案第3号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します
	(●●委員着席)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩しま

議 長

す

(●●委員着席)

議 長

休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議 長

質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、令和4年2回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員